

令和5年度青森県広報発信力向上業務 企画提案競技審査要領

この要領は、標記業務の受託候補者を決定するために行う企画提案競技の審査・選考方法等の詳細を定めるものである。

1 審査方法について

(1) 審査概要

提案された企画内容について、審査員は(3)の審査項目それぞれに1点から5点(5点が最高)の評価点をつける。

※採点基準

5：特に優れている／4：優れている／3：普通／2：やや劣る／1：劣る

(2) 審査票の記入及び質疑について

審査票の該当枠部分に評価点を1～5までの数字で記入し、特記事項や補足事項は下欄または裏面を利用して記載する。なお、この審査票は情報公開の対象となる。

(3) 審査項目

項目			
1 提案内容の実現性、的確性、汎用性			
	・ 広報広聴課が運用するSNSの改善点を的確に捉え、実効性の高い改善策を提示しているか。	×2	10点
	・ 県民に対して県政情報を分かりやすく伝えることができるような動画の内容となっているか。	×2	10点
2 実施体制			
	・ 事業を確実かつ効果的に実施できる体制が整っているか。	×1	5点
3 同種又は類似の業務実績			
	・ 過去3年間の間に、類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。	×1	5点
4 経費の妥当性			
	・ 経費の積算は適切か。	×1	5点
		合計 35点	

(4) 採用業者の決定方法

採用業者は各審査員の評価点をもとに、県が決定する。

2 審査員

- ・ 企画政策部広報広聴課 課長
- ・ 企画政策部広報広聴課 広報GM
- ・ 企画政策部広報広聴課 職員
- ・ 企画政策部広報広聴課 職員
- ・ 県職員(広報業務を担当している他所属の者)